

1. 意見募集の結果について

募集期間	令和5（2023）年12月4日（月）から令和6（2024）年1月4日（木）まで
資料公開場所	本庁・支所行政資料コーナー、市ホームページ
意見提出者数	2名
意見総数	15件

No	いただいたご意見	計画（案）修正	市の考え方
1	<p>【視覚障がい者の立場から】「災害用伝言サービス」について：固定電話でも可能であるが、災害時には避難所など住居地から離れての生活が予想されることから、高齢者、障がい者に対して、受診した情報を音声でも聴取できる「らくらくフォン」や「アドボイス」をデフォルトで内蔵しているiPhoneなどでも情報聴取できます。特に視覚障がい者に対しては、「日常生活用具」としての普及が望まれます。</p> <p>また、法律上設置と運用が定められている「地域防災無線放送」は雷雨や雷鳴、地鳴りなどで聞き取りにくい現状です。防災無線方式に加えて、現在行われている“松江市防災・災害状況送信メール”による個人あての一斉メール送信の方式の拡大が望まれます。</p> <p>併せて、大多数の市民の「松江市防災メール」への登録の拡大を推進することは有益であると考えられます。</p>	なし	<p>災害用伝言サービスは地震などの大きな災害が発生した時に家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を行うことができ、松江市でもホームページ等で周知を行っています。また、障がいがある人の生活が円滑に行われるよう日常生活用具の給付を行っておりますが、厚生労働省の通知に基づいて、日常生活品として一般に普及していないものを給付の対象としております。</p> <p>防災行政無線（屋外スピーカー）の放送については、建物による反響や、建物の気密性の向上により、わかりづらさや聞き取りにくいことがあると認識しています。災害時の情報発信については、「松江市防災メール」を含めた多様な手段を用いて行うことが重要であると考えております。</p> <p>なお、松江市地域防災計画においては、災害時及び災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人等に配慮した広報に努めることとしております。また、今年度の修正で、「要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める」という文書を計画に追記することとしております。今後も多様な広報手段の確保を行っていきます。</p>
2	<p>【視覚障がい者の立場から】日常の盲導犬歩行や白杖歩行でも「視覚障がい者向け歩行者ナビゲーションアプリ」や「歩行者信号認識アプリ」、「方角通知アプリ」の（音声）コンパス等を併用して移動しています。これらの使用中にはバッテリーを消費しますので、私にとってはモバイルバッテリーの携帯は必須です。災害に際して、個人的或いは一家族範囲でのバッテリーの常備を施策的に推奨されたいものです。</p>	なし	<p>市民のみなさまには災害時の「非常持ち出し品、非常備蓄品」について、各ご家庭に配布している「防災ガイドブック・ハザードマップ」等で日頃からの備えをお願いしているところです。モバイルバッテリーについても各ご家庭の状況に応じて、いざというときに備え「非常持ち出し品、非常備蓄品」として用意していただきたいと考えております。</p>
3	<p>【視覚障がい者の立場から】2015年には島根原子力発電所災害避難訓練で岡山市。倉敷市にバス避難を盲導犬同伴で体験しました。その際、盲導犬がしっかり訓練されていて、吠え立てたり避難者の中で排泄などせず、飼い主が指定する場所で排尿・排泄袋を着けて糞尿をすることも見て頂きました。移動のバス内では盲導犬1頭分のスペースが避難者と共に加えて座席前の床に必要なことも同行の松江市職員さんが写真を撮って本部に送信されていました。</p> <p>島根県総合防災訓練には2021年度から盲導犬同伴で3回ほど参加して折りますが避難所での盲導犬関連の不具合はなかったものと思っています。それは、日頃の小学校・中学校での「福祉授業」初め社会の中での身体障害者補助犬（盲導犬を含みます。）に、「触らない！、見つめない！声を掛けない！」などの社会教育が進んできている成果と感じています。引き続き、災害避難訓練に積極的に盲導犬同伴で参加できますよう、情報の提供を進めて頂けますよう制度を確立してください。</p>	なし	<p>「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。</p> <p>今後も障がいのある人とそのパートナーである補助犬が防災訓練に積極参加できるよう、普及啓発活動及び情報提供に努めます。</p>
4	<p>【視覚障がい者の立場から】盲導犬使用者です。、2021年から島根県はHPに、盲導犬など「身体障がい者補助犬」が災害避難所に障がい者とともに同伴生活できる旨の掲示を2021年度前半に始めています。併せて、島根県はその旨のステッカーを作成し、県内の想定される災害避難所の全数に対し2021年度末に配布しています。この対策に対し わたくしは（個人的に）2021年度・浜田市長浜小学校体育館、2022年度・隠岐の島町・隠岐水産高校体育館、2023年度・安来市・安来第一中学校体育館の訓練総合防災訓練の避難所に盲導犬と共に避難所体験で参加しました。2023年には妻が電動車いす移動者ですので、併せて安来第一中学校体育館に車椅子の妻とで体験避難しました。総合防災訓練の際に避難所に盲導犬とか電動車いす移動者が現に訓練避難していることが、訓練参加者を通じて障がい者の避難状況を具象化するものと思っています。視覚障がい者にも防災訓練の情報を積極的に広報願います。これから、更に松江市広報とか地区の公民館だよりなどからのメールなど（墨字でない媒体での）公報や通知があれば、都度都度の防災訓練にも積極的に参加したいと考えます。要は、必ずしも音声吹込みによるCDの配布でなくても電磁的な広報・通知の拡大を求めます。併せて、電磁的な通信に慣れない障がい者に対する情報受取の習熟を学習する機会の提供、及びこれら機能を持つ機器の日常生活用具への組み入れを推進していただくことが、情報弱者・移動弱者である視覚障がい者への災害対策に貢献するものと考えます。</p>	なし	<p>地区災害対策本部で実施される防災訓練については、障がいのある人を含めた地域住民のみなさまが訓練に積極的に参加できるよう、多様な手段を利用した周知が行われるよう主催者へ働きかけます。なお、「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。</p> <p>また、視覚障がい者の情報入手手段学習の場としては、島根県社会参加推進センター委託事業として、社会福祉法人島根ライトハウスライブラリーでは目の不自由な方のための情報機器講習会を実施されています。松江市でもICT機器の操作研修については、事業ニーズ、社会資源、国県及び他市の状況などを踏まえ、事業の調査研究を行うこととしています。</p> <p>日常生活用具については、障がいがある人の生活が円滑に行われるよう給付を行っておりますが、厚生労働省の通知に基づいて、日常生活品として一般に普及していないものを給付の対象としております。</p>
5	<p>【視覚障がい者の立場から】 訓練避難所での情報伝達について、3度の島根県総合防災訓練に参加しました。その際の会場内の情報伝達はマイクフォンによるスピーカー放送でした。多数の（模擬）避難者が集まっている避難所ではスピーカーでの伝達のみでは、</p> <p>①場内の音響の反響と騒音で聞き取れない。</p> <p>②スピーカ伝達は一過性で、聞き逃しが多く、また後続収容者には伝わらない。</p> <p>③聞き間違い等が多発する危惧が多い。など不具合が想定されました。</p> <p>「避難所内での掲示板使用」現在、スマホなどの無料アプリで文字認識（OCR機能）の精度が上がっております。文字の読めない・読みにくい視覚障がい者であっても、IT機器とアプリの使用で掲示板の文字の読み取りも可能です。これらを活用できますので、避難所内での掲示板の仕様も安定した情報掲示方法として考慮できるIT環境かと思えます。</p> <p>「スマホメールの活用」併せて、松江市防災・災害情報メール配信を併用すれば、（大抵の方々はスマホを携帯して避難なさるので）、より正確な災害状況と避難所状況の伝達が考えられます。その意味で、視覚障がい者などIT機器に未習熟な方々への使い方研修プログラムの立ち上げと“生活用具”への組み入れが災害時対策に有効なものと進言します。</p>	なし	<p>島根県総合防災訓練についてのご意見については、島根県に情報提供させていただきます。</p> <p>障がいのある人を含めた市民のみなさまへの避難所情報等の災害時の情報発信については、「松江市防災メール」を含めた多様な手段を用いて行うことが重要であり、松江市地域防災計画においても、災害時及び災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人等に配慮した広報に努めることとしております。また、今年度の修正で、「要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める」という文書を計画に追記することとしております</p> <p>また、視覚障がい者の情報機器利用に関わる学習の場としては、島根県社会参加推進センター委託事業として、目の不自由な方のための情報機器講習会を実施されています。松江市でもICT機器の操作研修については、事業ニーズ、社会資源、国県及び他市の状況などを踏まえ、事業の調査研究を行うこととしています。</p> <p>日常生活用具については、障がいがある人の生活が円滑に行われるよう給付を行っておりますが、厚生労働省の通知に基づいて、日常生活品として一般に普及していないものを給付の対象としております。</p>

1. 意見募集の結果について

募集期間	令和5（2023）年12月4日（月）から令和6（2024）年1月4日（木）まで
資料公開場所	本庁・支所行政資料コーナー、市ホームページ
意見提出者数	2名
意見総数	15件

No	いただいたご意見	計画（案）修正	市の考え方
6	<p>【視覚障がい者の立場から】 “防災訓練”に対して、障がい者の積極的参加の呼びかけが必要と考えられます。例えば松江市広報や地区の公民館だよりの「メール配信」など、印刷文字（仮に墨字と云う）公民館だよりにだけでなく、電子メール配信や電磁ファイルでの提供を求めます。また、これらの習熟に対する学習機会を拡充することで、障がい者災害対処に有益であると考えます。併せて、障がい者が周囲の障がい者とともに適切な災害対処や避難公道に対処できる一助になるものと考えます。施策的な提言が必要と考えました。</p>	なし	<p>地区災害対策本部で実施される防災訓練については、障がいのある人を含めた地域住民のみならず訓練に積極的に参加できるよう、多様な手段を利用した周知が行われるよう主催者へ働きかけます。なお、「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。</p> <p>また、視覚障がい者の情報機器利用に関わる学習の場としては、島根県社会参加推進センター委託事業として、社会福祉法人島根ライトハウスライトハウスライブラリーでは目の不自由な方のための情報機器講習会を実施されていますが、現在人材面や予算面の現状から、迅速な対応が難しいといった現状があることはお聞きしております。松江市でもICT機器の操作研修については、事業ニーズ、社会資源、国県及び他市の状況などを踏まえ、事業の調査研究を行うこととしています。</p>
7	<p>東日本大震災や熊本地震がおき、今年の元日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震で津波被害がおきたり、大きな火災が発生しました。沢山の家が倒壊しています。崖崩れがおきたり、道路などが全く使えない状況で、避難所でも暖房が無かったり、毛布など足りない状態と聞きます。また、食料や水など足りない状況と聞いております。輸送なども大変な状況で物が届かなく道路などのパイプラインが直らないとなかなか難しい状況に避難者の方は過ごしておられるのではないのでしょうか。これまでになく大きな被害が発生しており、従来の対策のみでは、障がい者の安全確保ができません。災害が激しさを増す中で、障がい者の安全確保に何が必要かを真剣に考えて、速やかに対応することが必要です。特に福祉避難所については、その学校の在校生とその保護者のみが受け入れの対象となっていますが、各地域の障がい者も同じように受け入れられるよう強く要望します。</p>	なし	<p>本市では、特別支援学校以外にも、バリアフリーの設備（スロープ・多目的トイレなど）が整っている学校や、社会福祉法人の施設を福祉避難所として指定・確保しています。</p> <p>また、福祉避難所で安心して避難生活を送ることができるよう、島根県訪問看護ステーション協会松江支部と専門職の派遣に関する応援協定を締結し、福祉避難所が開設された際に速やかに障がいのある方を受け入れる体制を手当てしました。</p> <p>さらに今年度は、市内の社会福祉法人の皆様にご協力いただき、福祉避難所や専門職の派遣体制の拡充に向け協議を進めているところです。</p> <p>受け入れ対象が制限されている福祉避難所との調整を含めまして、今後も障がいのある人が安心して避難できる避難所の拡充に努めます。</p>
8	<p>視覚障害者は情報弱者です。自分の目で見ることができない。また見えにくい障害です。また、松江市には（盲ろう者）、目が見えなく耳が聞こえない方がおられます。誰一人取り残さないという気持ちで地域コミュニティが一体となり、救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者が力を入れてくださることを望んでおります。</p>	なし	<p>本市では、障がいのある方や高齢の方など「災害時、自力避難が困難で地域などの支援が必要な方」をとりまとめた避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者支援組織や自主防災組織など支援にかかわる地域の人たち（避難支援等関係者）と情報を共有し、普段の見守りや災害発生時の避難支援に活用しています。名簿は毎年度更新作業を行い、避難支援等関係者へ名簿提供を行うことで、地域における支援体制の構築を推進してまいります。</p>
9	<p>避難訓練に当事者の方を地域コミュニティが一体となり誘われて当事者の方が参加されることにより、横の関係がさらに進むと思っております。是非当事者の方を誘い防災訓練に関心を持っていただきたいかたを増やしてゆければと思っております。何卒よろしく申し上げます。</p>	なし	<p>「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。視覚障がいのある方を含め地域住民が地域の防災訓練に積極的に参加頂けるよう情報提供に努めてまいります。</p>
10	<p>国土交通省が進めていますハザードマップにつきまして、。松江市防災ガイドブック・松江市防災ハザードマップ等が私たち視覚障害者にもわかりやすいよう分かりやすく使えるよう検討ください。川の周辺に住んでおられる方も何名かおられたり、地震などの起きたときの津波の来る高さを知っておられない方もおられます。以前音声版CDで作っていただきましたが、国土交通省の考え方に沿って公民館区別災害予測図（浸水・土砂・津波）を作っていただきたくご検討ください。全国でも少しずつ当事者団体と相談し合い新しい考え方の物を作られる地域が少しずつ増えてきました。</p>	なし	<p>国土交通省では誰もがハザードマップを理解し、避難に活用できるようにするために「ハザードマップのユニバーサルデザイン化」の取組を進めています。</p> <p>松江市におきましても、今回の防災ガイドブック・ハザードマップ作成時には、視覚障がいのある人にも「わかる・伝わる」ハザードマップとなるよう研究を図ります。</p>
11	<p>私たち視覚障害者は大きな水害や地震など起きたとき、単独で身を守ることは難しく、台所の机の下か、トイレの中に入るか、くらしが考えられません。支援を待つしかありません。外に逃げたら道路や建物倒れていたりしているところへ逃げ出すことは危険が多できません。向こう3軒両隣のネットワークや地域コミュニティの支援に頼るしかありません。</p>	なし	<p>災害対策は、自助・共助・公助が互いに連携し一体となる必要があります。</p> <p>その中でも地域や近隣の方が互いに協力する共助については防災・減災の取り組みとして重要です。今後も障がいのある人を含めた地域住民の助け合いが行われるよう出前講座等を通じて共助の重要性を啓発していきます。</p>
12	<p>松江市の避難所運営マニュアル、松江市防災ガイドブック・松江市防災ハザードマップなどに是非避難所に身体障害者補助犬も一緒に同伴避難できることを市民の方へ周知のため記載してください。現在島根県には盲導犬が11頭、松江市には6頭の盲導犬が活躍しています。それぞれ避難所が違います。今年4月1日から障害者差別解消法で事業所の合理的配慮の努力義務が義務へと変わります。共生社会の実現を求め、受け入れ拒否の無い松江市を目指します。</p>	なし	<p>現在、本市のホームページにおいて身体障がい者補助犬が指定避難所へ同伴避難できることを記載しております。</p> <p>避難所運営マニュアル、防災ガイドブック・ハザードマップについては、次回更新時に記載をさせていただきます。</p>
13	<p>【避難所における視覚障害者の生活について】視覚障害者は移動弱者であり、避難所に人が沢山おられる中を一人でトイレへ行くことができません。また、白状など家においてこられた方もおられます。周りの皆様の心のバリアフリーや合理的配慮にすがうしかありません。そのような方が周りに増えてきてほしく思います。壁に貼られた告知板など、読めない方もおられますし、見えにくい方は目を近づけて見られる方もおられます。中にはiPhoneを利用して読まれるかたもおられます。避難所を運営される職員のかたもぜひ知ってほしく書かせていただきました。</p>	なし	<p>頂いたご意見については避難所を運営する職員で共有させていただきます。</p>

1. 意見募集の結果について

募集期間	令和5（2023）年12月4日（月）から令和5（2024）年1月4日（木）まで
資料公開場所	本庁・支所行政資料コーナー、市ホームページ
意見提出者数	2名
意見総数	15件

No	いただいたご意見	計画（案）修正	市の考え方
14	<p>外出中の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置とあるが大きな震災が起きると倒れることもあるのではないかと心配です。</p> <p>東京などの視覚障害者のiPhone利用者はナビレンスなどを使っている。</p> <p>無料でダウンロードし、路上や壁に貼られた正方形のカラフルなタグにスマホのカメラをかざすと、「2メートル右方向に階段」などとピンポイントで誘導してくれます。</p> <p>タブを見つけないといけませんが、情報提供として誘導標識につけられるのも良いのではと思いました。</p>	なし	<p>情報提供ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>【盲導犬と一緒にバスにて同伴避難について】現在島根県には盲導犬が11頭、松江市には6頭の盲導犬が活躍しています。それぞれ避難所が違います。</p> <p>今年4月1日から障害者差別解消法で事業所の合理的配慮の努力義務が義務へと変わります。共生社会の実現を求め、受け入れ拒否の無い松江市を目指します。</p> <p>バスでの避難所への移動につきまして、6頭の盲導犬もそれぞれ受け入れ避難所が違うと思います。私は益田市です。</p> <p>避難場所へ移動するとき非難される皆様の周知が必要となります。避難所の方にも伝えてください。バスには盲導犬と一緒に乗るので座席を二つ必要とします。</p> <p>盲導犬は足下でダウンしますがどうしても座席が2つ必要です。ご理解ください。</p> <p>また、最近バスの運転手さんの方の人数が少なくなったことや、バスの数もそのぶん少し台数が少なくなっていると思うと不安になります。</p>	なし	<p>盲導犬等の身体障がい者補助犬の同伴については、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう身体障害者補助犬法において義務づけられており、原子力災害時の広域避難においても、避難所へ移動するバスやそれぞれの避難所で補助犬が同伴できるよう対応します。</p> <p>バス等の輸送能力の確保については、島根県と中国5県のバス協会・タクシー協会が協定を締結し、必要となる輸送能力を確保しています。また、市・県で対応できない場合は、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体や関係事業者に対して協力を要請し、必要輸送能力を確保することとしています。</p> <p>また、避難計画の周知の際には、災害時の補助犬との同伴避難の理解促進のための啓発も行っています。</p>